

## 同志社女子大学総合文化研究所内規

2004年 4月 1日 制定

2008年 1月16日 改正

2016年 2月10日 改正

第1条 本研究所は、同志社女子大学総合文化研究所（以下「研究所」という。）と称し、同志社女子大学学術情報部内に設置する。

第2条 研究所は、広く人文、社会、及び自然科学にわたって総合研究を行うとともに、文化の創造と学術の発展に寄与することを目的とする。

第3条 研究所は、その目的を達成するため次の各号における事業を行う。

- (1) 研究・調査の実施
- (2) 研究紀要、機関誌等の刊行
- (3) 学術講演・研究会及び研究発表会の開催
- (4) その他、必要と認められる事業

第4条 研究所に所長を置く。所長は、研究所を代表し業務を統括する。所長は、学長がこれを委嘱し、その任期は2か年とする。ただし、再任を妨げない。

第5条 研究所の事業を行うため、研究員及び研究協力者を置く。

第6条 研究所の事務は、学術情報部学術研究支援課が執り行う。

第7条 この内規の改廃は、学術情報部主任会、常任委員会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

### 附 則

1. この内規は、2016年4月1日から施行する。
2. 昭和56年4月1日制定した同志社女子大学総合文化研究所規程は、これを廃止する。